

# 第 1 章 総 論

## 1 - 1. 汚水処理構想の基本方針

徳島県の汚水処理人口普及率は、平成 26 年度末数値で 55.7%と全国平均 89.5%に対して、著しく立ち後れており、全国最下位といった状況である。その中で、美馬市においても汚水処理人口普及率が 48.9%（平成 26 年度末）と低い状況にあり、地域情勢に応じた効率的な汚水処理整備を行っていく必要がある。（表-1.1）

我が国の人口は平成 18 年をピークに減少傾向に転じ、50 年後にはピーク時の約 7 割にまで人口が減少すると予測されている。さらに、地方財政は厳しさを増しており、汚水処理整備事業の整備・管理に対しても深刻な影響を及ぼすものと思われる。このような状況においても、持続的に適切な整備・管理を実施できるよう、従前の人口増加による整備手法から人口減少に対応した効率的かつ適正な整備手法に移行していかなければならない。

以上のことから、公衆衛生の確保と生活環境の改善、浸水の防除、公共用水域の水質保全といった下水道の基本的な役割も踏まえ、美馬市における汚水処理構想を策定する。

表-1.1 美馬市汚水処理人口普及状況（平成 26 年度末）

項 目	普及率
汚水処理人口普及率（汚水処理人口 15,251 人）	48.9%
下水道処理人口普及率（下水道処理人口 2,709 人）	8.7%
農業集落排水整備率（農業集落排水整備人口 2,678 人）	8.6%
合併処理浄化槽人口普及率（合併処理浄化槽人口 9,864 人）	31.6%

※行政人口：31,176 人

## 1 - 2. 美馬市の概要

美馬市は、平成 17 年（3 月 1 日）に旧美馬郡内の脇町、美馬町、穴吹町、木屋平村が合併してできた、豊かな自然と数多くの文化財が残るまちである。徳島県の西部に位置し、西側が三好市、美馬郡つるぎ町と、北側が阿讃山脈の山頂で香川県と、東側が阿波市、吉野川市、名西郡神山町と、南側が那賀郡那賀町と接している。（図-1.1）

市のほぼ中央を東西に吉野川が流れ、穴吹川など幾多の川が吉野川に流れ込み、その沿岸の平野部が主な可住地となっている。その他、概ね山地で囲まれており、総面積の約 8 割が森林で形成され、自然豊かなまちである。



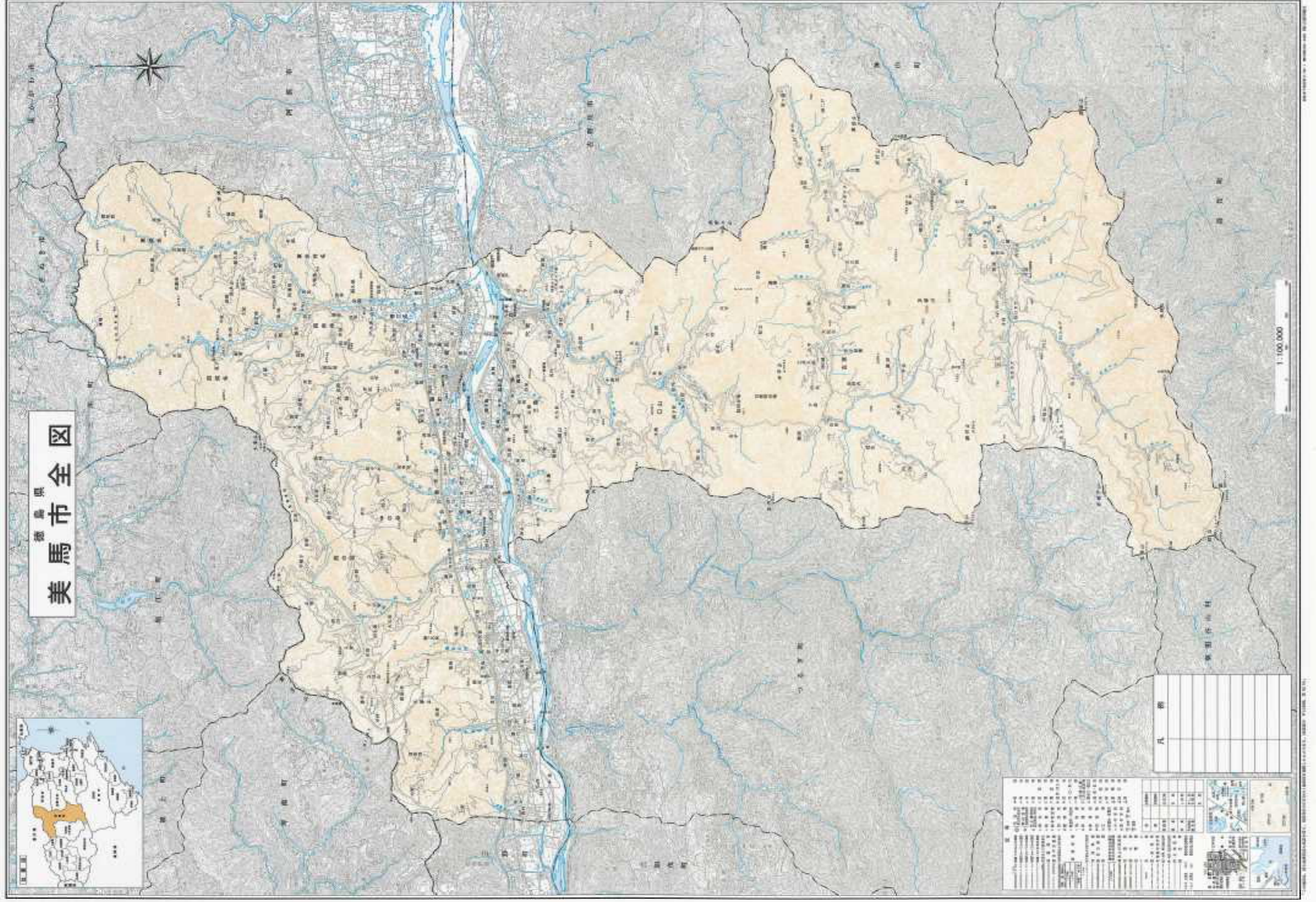
図-1.1 徳島県地域図

美馬市の行政人口は県で7番目の31,176人であり、総面積367.14km<sup>2</sup>で、これは徳島県全体の約8.9%にあたる。このうち可住地が76.22km<sup>2</sup>で、総面積の約20.7%を占めている。(表-1.2)

表-1.2 美馬市の人口および面積

H26年度末			面積		
総人口	世帯数	1世帯当り人口	可住地	森林	総面積
31,176人	12,907世帯	2.42人/世帯	(20.7%) 76.22km <sup>2</sup>	(79.3%) 291.16km <sup>2</sup>	367.14km <sup>2</sup>

p1-3に「美馬市全域図」を示す。



徳島県  
美馬市全域図



凡例	
市界	市界
町界	町界
村界	村界
河川	河川
道路	道路
鉄道	鉄道
電線	電線
境界	境界
標高	標高
地名	地名
施設	施設
その他	その他

### 1-3. 構想の策定手順

策定手順は、原則として県マニュアルの「徳島県汚水処理構想策定マニュアル—平成27年3月— 徳島県」に基づくものとする。また、人口減少や高齢化の進展、社会情勢が大きく変化したことから、過去の汚水処理施設整備計画について見直しを行い、汚水処理施設の整備を効率的かつ計画的に推進する。その他、国のマニュアルとして以下の文献も参考とする。

- ・ 持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル  
—平成26年1月— 国土交通省・農林水産省・環境省
- 構想は、以下の項目の調査検討作業を行うことにより策定する。

表-1.3 構想の作業項目一覧

No.	作業項目	主な検討内容
1	策定方針の決定・基礎調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 策定方針の決定</li> <li>・ 土地利用の現況把握</li> <li>・ 既存の汚水処理施設の計画に関する調査</li> <li>・ 人口の現況(H.20末)と見通し(目標年次H.42)</li> <li>・ 水環境の現況把握</li> </ul>
2	構想に用いるフレーム値等の予測	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 将来人口の推計</li> <li>・ 将来家屋数の予測</li> <li>・ 概略汚水量原単位の設定</li> </ul>
3	検討単位区域の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既整備区域等の把握・設定</li> <li>・ 既整備区域等以外の検討単位区域の設定</li> </ul>
4	処理区域の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検討単位区域毎の将来人口等の設定</li> <li>・ 既存汚水処理施設の状況の把握</li> <li>・ 経済性を基にした集合処理・個別処理の判定</li> <li>・ 集合処理区域と個別処理区域との接続検討</li> <li>・ 集合処理区域同士の接続検討</li> <li>・ 整備時期、水質保全、地域特性、住民の意向等を考慮した集合処理区域の設定</li> </ul>
5	整備・運営管理手法の選定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 整備手法の選定</li> <li>・ 事業間連携の検討</li> </ul>
6	整備・運営管理手法を定めた整備計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 効率的な運営管理を見据えた整備計画の策定</li> <li>・ 目標年次における広域的かつ効率的な運営管理のための整備計画の策定</li> </ul>

No.	作業項目	主な検討内容
7	汚泥処理の基本方針・計画	・汚泥処理の基本方針・計画
8	構想策定時の住民関与と進捗状況の見える化	・住民の意向の把握 ・構想の進捗状況の見える化

#### 1-4. 将来フレーム想定年次及び構想の目標年次（県マニュアル P-10）

県構想における将来フレームの想定年次は、概ね20年～30年後の間に設定することが望ましいことから、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）による人口推計年度にあわせて、国勢調査年次でもある平成47年度末としている。

なお、将来想定年次とは、集合処理と個別処理の経済比較をする際に用いる地域別の人口等をどの時点に設定するかを示すものであり、汚水処理施設の整備完了年次とは異なる。

また、県構想の目標年次は、将来フレーム想定年次と同年としており、基準年次（平成26年度）、アクションプラン（平成37年度末）、長期目標（平成47年度末）の関係は、図-1.2のとおりである。

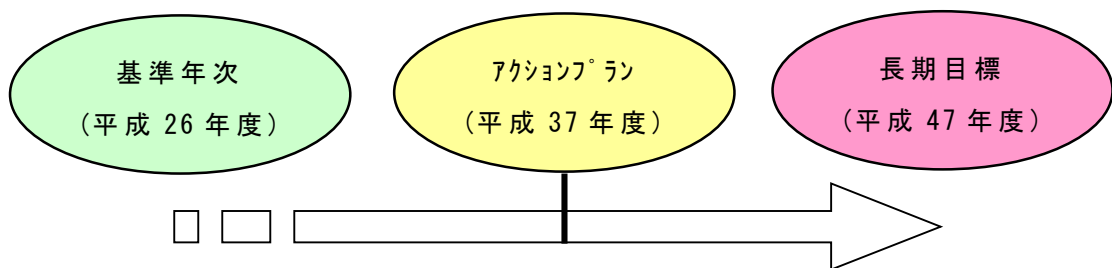


図-1.2 基準年次及び目標年次